

地域内フィーダー系統確保維持事業について

令和6年6月18日
(名称) 三木市地域公共交通検討協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

運行系統「三木営業所～三木高校口～みなぎ台」は、「三木営業所」を起点とし、市の北東に位置する吉川地区の住宅地「みなぎ台」を終点とした路線バスとして、平成17年4月1日から神姫バス株式会社が運行している。

また、平成27年10月からは、当該路線バスの一部の便を「北播磨総合医療センター」まで延伸し、「北播磨総合医療センター」を起点とし、「みなぎ台」を終点とした運行系統「北播磨総合医療センター～三木高校口～みなぎ台」として、同じく同社が運行している。

いずれの運行系統も地域間幹線系統の補助対象系統である「社～三木営業所～明石駅前」の主要拠点である「三木営業所」を経由していることから、地域間幹線系統の主要フィーダー系統としての機能を有しており、更に、バス停留所「神鉄三木駅（福有橋）」及び「上の丸」はそれぞれ神戸電鉄粟生線の三木駅及び三木上の丸駅の各駅前に設置されていることから、鉄道駅にも接続したフィーダー系統となっている。

当該運行系統は、沿線地域の県立高等学校（三木高等学校及び吉川高等学校）の生徒による通学利用をはじめとして、広く沿線地域住民の通勤、通院、買い物などの移動手段として利用されており、特に通院については、市立病院である北播磨総合医療センターへの通院手段としての役割も担っている。

しかしながら、少子高齢化や人口減少の進展により利用者数が減少傾向にあることに加え、近年では、在宅ワークなど新型コロナウイルス感染症に伴う生活スタイルの変化により、取り巻く環境はより一層厳しさを増している。

加えて、県立高等学校の再編により、今後、高校生の通学利用に変化が生じ、場合によっては、利用者数の更なる減少が懸念される状況となっている。

こうした厳しい状況下においても、当該系統が広く沿線地域住民の日常生活や経済活動を支える必要不可欠な路線であることには変わりないことから、国の地域公共交通確保維持事業（フィーダー系統）（以下「国庫補助金」という。）の活用により、当該路線バスの確保維持が図られるよう取り組むこととする。

※国庫補助金を活用する運行系統

運行系統名	申請番号
三木営業所～三木高校口～みなぎ台	1
北播磨総合医療センター～三木高校口～みなぎ台	2

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

令和7年度の当該路線の事業目標は、令和5年度実績並みの輸送人員である17千人以上とする。

(参考) 輸送人員

運行系統名 () 内は申請番号	R5
三木営業所～三木高校口～みなぎ台 (1)	13千人
北播磨総合医療センター～三木高校口～みなぎ台 (2)	4千人
合計	17千人

(2) 事業の効果												
当該路線を維持することにより、高校生をはじめとした通学手段の確保、通勤手段の確保、北播磨総合医療センターをはじめとした通院手段の確保、買い物に必要な移動手段の確保が図られる。												
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体												
(本市の取組) ・市内上限運賃制度の維持や制度の周知による利用促進。 ・乗継割引に対する補助制度の維持や制度の周知による利用促進。 ・「三木市公共交通総合時刻表」の継続的な作成及び配布。 ・市内を運行する路線バスに対する運行補助により、バス交通のネットワークを確保。 (事業者の取組) ・通勤通学利用などの移動需要等に即したダイヤ設定の見直し。 ・乗継割引の継続。												
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者												
<table border="1"> <tr> <th>市</th> <th>運送予定者名</th> <th>運行系統名 () 内は申請番号</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">三木市</td> <td rowspan="2">神姫バス(株)</td> <td>三木営業所～三木高校口～みなぎ台 (1)</td> </tr> <tr> <td>北播磨総合医療センター～三木高校口～みなぎ台 (2)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> </tr> </table> ※表 1 を参照。			市	運送予定者名	運行系統名 () 内は申請番号	三木市	神姫バス(株)	三木営業所～三木高校口～みなぎ台 (1)	北播磨総合医療センター～三木高校口～みなぎ台 (2)	合計		
市	運送予定者名	運行系統名 () 内は申請番号										
三木市	神姫バス(株)	三木営業所～三木高校口～みなぎ台 (1)										
		北播磨総合医療センター～三木高校口～みなぎ台 (2)										
合計												
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額												
国庫補助金の対象となる運行系統に対する本市から運送事業者への補助金額については、当該バス路線の運行に係る経費から運行収入及び国庫補助金を控除した差額を本市が負担する。												
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法												
運送事業者の保有データ（停留所ごとの乗降調査、系統別輸送実績等）により評価する。												
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】												
該当なし。												
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】												
該当なし。												
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】												
該当なし。												

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし。
(2) 事業の効果
該当なし。
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし。
(2) 事業の効果
該当なし。
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。

18. 協議会の開催状況と主な議論
第14回三木市地域公共交通検討協議会 令和6年6月18日（火）開催 （三木市地域公共交通計画における地域公共交通確保維持事業に係る内容について協議）
19. 利用者等の意見の反映状況
三木市地域公共交通検討協議会において意見を集約する。